

公共，政治・経済

1

解答

問1. エ 問2. ア 問3. オ 問4. ウ

問5. ウ 問6. エ 問7. イ 問8. ア

問9. イ 問10. (1)ーエ (2)ーウ 問11. (1)ーウ (2)ーイ

解説

《日本国憲法と社会権》

問2. ア. 適切。生活保護法では保護の種類として，生活・教育・住宅・医療・介護・出産・生業・葬祭の8つの扶助が定められている。

問4. 日本国憲法における国民の義務は，納税の義務，勤労の義務，教育を受けさせる義務，の3種類である。

問5. 勤労の義務に関しては，憲法第27条と第28条の規定により，これが義務であると同時に権利でもあることをうたい，社会権の実現につとめるように規定している。また，第27条においては児童の酷使を禁止している。

問9. イ. 適切。

ア. 不適。団体行動権（争議権）はすべての公務員について一律に認められない。一般職の公務員には団結権が認められているが，団体交渉権については，交渉は可能だが，労働協約を結ぶことはできない。

ウ. 不適。警察官，消防官，自衛官，刑務官などは労働三権すべてが認められない。

エ. 不適。行政執行法人職員には，団結権と団体交渉権は認められているが，団体行動権は認められていない。

問11. (1) ウ. 適切。旭川学力テスト訴訟は，全国学力テストの実施の際に起こった事件をめぐる裁判で，子供の教育を決定する権限が誰にあるか，普通教育の教師に「教授の自由」は認められるのか，ということが争点となった。最高裁は教育の内容などは専門家たる学校・教師が行うべきもの

としつつ、学力テストの実施自体は適法である旨、判決を下した（1976年）。

2 解答 問1. イ 問2. エ 問3. ア 問4. エ
問5. ウ 問6. イ 問7. ウ 問8. イ
問9. ア 問10. ウ 問11. オ 問12. エ 問13. エ 問14. ア

解説

《選挙と政党政治》

問1. イ. 適切。

ア. 不適。大統領選挙は間接選挙であり、有権者は各州ごとに大統領選挙人を選び、獲得した大統領選挙人の数が多い候補が大統領に当選する。

ウ. 不適。大統領選挙人の数は人口の少ない州に有利に設定されており、また、多くの州で勝者総取り方式が採用されている。そのため、各州の有権者の得票の合計と選挙人獲得数にずれが生じることがあり、総得票数が対立候補より少ない候補が当選することもある。

エ. 不適。大統領候補は議員である必要はない。

問2. エ. 適切。エドモンド＝バーク（1729～97年）は、イギリスの保守政治家・政治思想家として有名であり、政党を「公共的利益の実現」の観点から評価した人物である。

問3. ア. 適切。アメリカはイギリス同様、二大政党制の国である。

問5. ウ. 適切。原敬（1856～1921年）は、立憲政友会の総裁を務め、平民出身としては初めての内閣総理大臣となった。

問6. イ. 適切。

ア. 不適。天皇機関説は美濃部達吉（1873～1948年）によって主唱された。吉野作造（1878～1933年）が唱えたのは民本主義である。

ウ. 不適。1925年の普通選挙法では満25歳以上の男子臣民に選挙権が付与されている。

エ. 不適。戦前日本の政党内閣は5・15事件（1932年）によって終わった。

問8. イ. 適切。

ア・ウ. 不適。保守新党は2002年、新生党は1993年に、それぞれ結成された政党である。

エ. 不適。片山哲は1946年に日本社会党の委員長となり、1947年5月から1948年3月まで首相を務めた。

問9. ア. 適切。日本共産党は、1955年の第六回全国協議会（六全協）において、それまでの武装闘争路線を放棄し、その後は議会政党として、日本社会党とともに革新勢力を形成した。

問10. ウ. 適切。

ア. 不適。この体制は一般に55年体制と呼ばれる。

イ. 不適。統一した当時の日本社会党は、衆議院で156議席を獲得し、定数467議席の3分の1を占める勢力であった。これに危機感を抱いた保守陣営が、その後、自由党と民主党の合併による自由民主党の結成に至った。

エ. 不適。当時の日本社会党は非武装中立、日米安保条約反対を唱えた。

問13. エ. 適切。

ア. 不適。1選挙区の議員定数を3～5名とする中選挙区制は衆議院でのみ採用されていた。

イ. 不適。公職選挙法の改正により選挙権年齢が18歳に引き下げられたのは、2015年である。

ウ. 不適。連座責任の範囲の拡大により、秘書も対象に含まれることになった。

3 **解答** **問1.** エ **問2.** イ **問3.** イ **問4.** エ
問5. ア **問6.** エ **問7.** イ **問8.** ア
問9. ウ **問10.** エ **問11.** ウ **問12.** ウ **問13.** エ

解説

《社会保障制度の歴史》

問1. エ. 適切。疾病保険法は1883年、ドイツの首相ビスマルク（1815～98年）により、世界初の社会保険制度を定めた法律として制定された。

問3. イ. 適切。恤救規則とは、1874年に制定された日本の救貧制度であり、公的扶助の一種である。

問4. エ. 適切。ILO（国際労働機関）は、1919年に、当時の国際連盟の機関として設立されたものである。現在の国際連合にも引き継がれており、広く国際的な労働問題について提言等を行っている。

問5. ア. 適切。健康保険法は1922年に制定された日本初の社会保険制度を定めた法律である。

問7. イ. 適切。かつては、公務員などは共済年金に加入していたが、2015年に厚生年金に統合された。

ア. 不適。積立方式は、現役世代が支払った年金保険料を積み立て、その世代の老後に年金として支給する仕組みである。

ウ. 不適。賦課方式はその時期の高齢者の年金を、現役世代の払う保険料でまかなう方式である。

エ. 不適。修正積立方式とは、積立方式と賦課方式を組み合わせたものであり、修正賦課方式ともいう。基本的にその時期の高齢者の年金は、現役世代の払う保険料でまかなうが、一部積立方式を採用し、現役世代の払うお金の一部を積み立てておく仕組みである。

問8. ア. 適切。

イ. 不適。年金の受給開始年齢は60歳から65歳へ段階的に引き上げられた。

ウ. 不適。日本の年金制度は、全国民共通の基礎年金（国民年金）＝一階部分と被用者の厚生年金＝二階部分の二階建てになっている。

エ. 不適。現行の国民年金における被保険者は、20歳以上60歳未満の人々である（2025年3月現在）。

問9. ウ. 適切。日本の2019年における国民負担率は、対GDP比31.9%であった。

問12. ウ. 適切。福祉六法のうち児童福祉法は、戦災孤児のために1947年に制定された。

4 — **解答** **問1.** ウ **問2.** エ **問3.** イ **問4.** ウ
問5. ア **問6.** ウ **問7.** イ **問8.** ウ

問9. ウ **問10.** ア **問11.** エ **問12.** イ **問13.** エ

解説

《中央銀行と金融政策》

問1. ウ. 適切。BIS（国際決済銀行）は各国の中央銀行が加盟する国際組織であるが、中央銀行ではない。

ア・エ. FRS（連邦準備制度）はアメリカの中央銀行制度で、FRB（連邦

準備制度理事会)と12の連邦準備銀行によって構成されている。

イ. ECB(欧州中央銀行)はEU(欧州連合)の中央銀行である。

問5. ア. 適切。日本銀行の政策委員会は、総裁、2名の副総裁、そして6名の審議委員によって構成されている。

問6. ウ. 適切。

ア. 不適。スタグフレーションは不況期におけるインフレーションの進行である。

イ. 不適。デフレスパイラルとは、不況によって物が売れなくなってデフレーションが進行し、そのことによって企業の収益が下がって、さらに不況が進行するという悪循環のことである。

エ. 不適。消費者が小売店から商品を買う時の物価を消費者物価といい、企業同士の取引の際の物価を企業物価という。

問8. ウ. 適切。

ア. 不適。ペイオフは1971年に導入されるも、1996年に凍結され、2006年に全面解禁となった。

イ. 不適。財閥の解体は1940年代後半から50年代初頭にかけて行われた。

エ. 不適。護送船団方式は1930年代に導入され、1990年代初頭に終了したとされる。

問9. ウ. 適切。

ア. 不適。預金準備率操作は、広く市中の金融機関を対象とする。

イ・エ. 不適。預金準備率操作は、金融機関の預金の一定割合を中央銀行に預け入れる割合を操作する政策である。

問11. エ. 適切。

ア. 不適。日本の政策金利の一つである、無担保コールレート(オーバーナイト物)は1日を期間とする。

イ. 不適。基準割引率および基準貸付利率とは、中央銀行が市中銀行にお金を貸し出す際の利率であり、かつては公定歩合と呼んでいた。

ウ. 不適。全国銀行貸出約定平均金利とは、銀行が企業に貸し出すときの金利の平均である。銀行が利益を得るためには、政策金利である無担保コールレートは、企業に貸し出す際の金利よりも低くなければならない。

問13. エ. 適切。「量的・質的緩和政策」は、2013年に、「マイナス金利政策」は2016年1月に導入された。長短金利操作はイールドカーブ=コン

トロールとも呼ばれ，長期で国債金利を，短期で政策金利を操作する金融政策で，2016 年 9 月に導入された。いずれも 2024 年 3 月に解除された。